

議案第72・73号 説明資料

令和3年11月30日

大磯町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
大磯町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 2

新旧対照表

大磯町職員のサービスの宣誓に関する条例 3～4

大磯町固定資産評価審査委員会条例 5～6

総務課

大磯町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 大磯町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 改正概要

国において、経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月7日閣議決定）及び規制改革実施計画（令和2年7月17日）の閣議決定に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応及びデジタル化の推進に向けた行政手続に係る書面規制、押印、対面規制の見直し等が実施されています。

本町においても大磯町押印等見直し方針を策定したことに伴い、関係条例について規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 大磯町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前における署名及び宣誓書の押印の義務付けの規定を削除します。

改正箇所	押印の義務付け	署名の義務付け	改正理由
第2条 (職員のサービスの宣誓)	—	廃止	採用手続において本人を確認しているため。
第1号様式(宣誓書)	廃止	—	
第2号様式(宣誓書)			

(2) 大磯町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

審査の申出者が提出する審査申出書、口頭審理において申出者が提出する口述書及び当該委員会において作成する各種調書への署名及び押印の義務付けの規定を削除します。

改正箇所	押印の義務付け	署名の義務付け	改正理由
第4条(審査の申出)	廃止	—	審査申出書を受け付ける際に、本人確認が可能のため。
第7条(審査申出人の口頭による意見陳述)	廃止	廃止	文書作成の真意確認及び文書内容の真正性の確保は、手続過程において確認・確保が可能であるため。
第8条(口頭審理)			
第9条(実地調査)			
第10条(議事についての調書)			

【大磯町押印等見直し方針 抜粋】

(1) 押印見直しの判断基準

「押印を求める趣旨（下記参照）」の合理性を判断し、合理性を欠くものについては押印を廃止する。

<押印を求める趣旨>

趣旨	判断のポイント
本人確認 (文書作成者の真正性確保)	本人確認の手法は多数存在する。
文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の確保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価される。

(2) 署名見直しの判断基準（署名及び押印の両方を求める手続）

押印廃止を行う手続きにおいて、押印を求めず署名のみを残すことは手続きの簡素化であるため、引き続き署名を求めることは妨げないが、署名を求める実質的な意味を判断し、実質的な意味がないものについては署名を廃止する。

(3) 施行期日

公布の日から施行します。

大磯町職員のサービスの宣誓に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、消防職員以外の者にあつては第1号様式、消防職員にあつては第2号様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>第3条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条 省略 (職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>、消防職員以外の者にあつては第1号様式、消防職員にあつては第2号様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>第3条 省略</p>
<p><u>第1号様式(第2条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	<p><u>第1号様式(第2条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>

改正案	現行
<p data-bbox="118 177 465 212">第2号様式（第2条関係）</p> <p data-bbox="465 240 770 272">宣 誓 書</p> <p data-bbox="147 316 1117 512">私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p data-bbox="309 539 477 568">年 月 日</p> <p data-bbox="692 582 860 611">大磯町階級氏名</p>	<p data-bbox="1122 177 1469 212">第2号様式（第2条関係）</p> <p data-bbox="1469 240 1774 272">宣 誓 書</p> <p data-bbox="1151 316 2121 512">私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p data-bbox="1308 539 1476 568">年 月 日</p> <p data-bbox="1688 582 1861 611">大磯町階級氏名</p> <p data-bbox="2047 582 2085 611">㊟</p>

大磯町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (審査の申出)</p> <p>第4条 省略 2・3 省略</p> <p>4 省略 5 省略</p> <p>第5条・第6条 省略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 省略 2 省略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略 (口頭審理)</p> <p>第8条 省略 2～4 省略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略 6・7 省略 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略 (実地調査)</p>	<p>第1条～第3条 省略 (審査の申出)</p> <p>第4条 省略 2・3 省略 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p>5 省略 6 省略</p> <p>第5条・第6条 省略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 省略 2 省略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略 (口頭審理)</p> <p>第8条 省略 2～4 省略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略 6・7 省略 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略 (実地調査)</p>

改正案	現行
<p>第9条 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条～第14条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第9条 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条～第14条 省略</p>